

市場規約

第1章 総則

株式会社ベストバイの運営する古物市場の名称を東大阪道具市場とし以下の規約を遵守し運営する。

(目的)

第1条 この規約は東大阪道具市場の運営および施設管理に関する事項並びに古物流通改善に寄与する為の必要事項について定め、東大阪道具市場参加者の取引の安定化・発展及び相互の親睦に資する事を目的とする。

(定義)

第2条 この規約において【せり人】とは東大阪道具市場(以下【市場運営者】という)が当市場において、せり売りの方法により売買仲介の業務に従事させるために指名した者をいう。

- 1) この規約において【売主】とは、市場に販売を目的として古物を寄託する者をいう。
- 2) この規約において【買主】とは、市場において古物を購入する者をいう。

第2章 市場関係者

(市場関係者の資格・業務)

第3条 【市場運営者】

株式会社ベストバイ 大阪府東大阪市新庄東 5-25

古物市場(東大阪道具市場という)を設置し、これを運営・管理・統制すること。

現場業務の委託者を指名し現場指導・監督をすること。

【せり人】を指名し【売主】【買主】の市場参加を承認すること。

【せり人】【売主】【買主】の業務を指導・監督すること。

【せり人】

せり売りの方法により古物のせりを行うこと。

せり売りにおいて、最終落札額、落札者の指名は、せり人に決定をゆだねる。

【売主】

入会金を、支払済の売主であること。

当人の在する各都道府県公案委員会が認可する古物商許可証を有すること。

本規約を遵守し、市場運営者の指示・指導に沿い、古物を当市場に集荷すること。

本規約を遵守し、古物を当市場で販売すること。

商品の良否を明確に記載及び報告すること。また、電化製品等は年式を明記すること。

【買主】

- 入会金を、支払済の買主であること。
- 本人の在する各都道府県公案委員会が認可する古物商許可証を有すること。
- 本規約を遵守し、古物を当市場で購入すること。

（開催開場）

- 第4条 開催場所 大阪府東大阪市新庄東 5-25
タイムスケジュールは【市場運営者】が適宜、設定する。
荷受は、開催前日までの毎日午前 10 時から午後 6 時までとする。

（市場参加者の承認）

- 第 5 条 市場に参加しようとする者は、別に定める「参加申込書」を以って申請し、【市場運営者】の承認を得なければならない。「参加申込書」の記載事項は、以下の各号とする。
1. 氏名および住所または法人の名称、代表者名、所在地
 2. 代表電話番号（携帯不可、FAX番号、緊急用連絡先（携帯電話等）
 3. e メールアドレス・ホームページ
 4. 古物商許可証の番号および写し
 5. 主な取扱商品

（市場参加者承認の取り消し）

- 第 6 条 【市場運営者】は市場参加者の古物商許可証が取り消しとなった場合、または市場参加者として不適合と判断される場合は、その承認を取り消すことができる。
1. 市場参加者の古物営業許可が取り消しとなったとき
 2. 市場参加者として不相当であると、運営者が判断に相当する事由があるとき
 3. 本規約に違反したとき
 4. 当市場における最終売買日を起算日として、当市場における売買取引が1年以上ないとき
 5. 市場参加者より運営者に東大阪道具市場会員退会的意思表示があったとき
 6. 入会申込時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき
 7. 会費および売買代金あるいは手数料等の支払いが遅延したとき
 8. 古物取扱規定に違反したと判断したとき
- 会員及び理由のいかんを問わず市場参加者の承認が取り消され場合、市場参加者より既に運営者に払い込まれた金員は一切返還しない。
- 市場参加者の承認が取り消された際に、市場参加者の運営者に対する債務が存する場合、承認取り消しと同時にこれを運営者に弁済する義務を有する。

第3章 売買取引および決済の方法

(市場運営者の責務)

第7条 【市場運営者】は適切な市場を運営する目的から、【売主】【買主】双方の古物商許可証を運営毎に確認し参加するものとする。

売買においては古物持込時および売買成立の際には帳票を作成し、古物営業法に則った管理を行う。

古物管理に関しては 持込古物の精査を行うための第5章 取扱古物規定 の規定を遵守し厳正に対処する。

(売主の責務)

第8条 古物持込の際には該当古物が適正であるかの確認と同時に持ち込み時毎に古物商許可証による【売主】確認を行うものとする。確認ができない場合は荷受を行わない。

【売主】が当市場に集荷する古物に、汚れ、傷、機能不全の欠陥がある場合は、【市場運営者】に対し、せり売りの前日午後6時までにその旨を申し出なければいけない。

せり売りの当日に販売できなかった(できない)古物は原則として開催当日中(連絡後2日以内)に引取り、当市場から搬出しなければならない。

【市場運営者】の催告にもかかわらず、正当な理由なく搬出を怠った場合、【市場運営者】は自己の判断でこれを処分できる。また、処分に要した費用は、【売主】がこれを負担するものとする。

(買主の責務)

第9条 【買主】は、購入した古物を原則としてせり売りの当日中に引取り、当市場から搬出しなければならない。

【市場運営者】の催告にもかかわらず、正当な理由なく搬出を怠った場合、【市場運営者】は自己の判断でこれを処分できる。また、処分に要した費用は、【買主】がこれを負担するものとする。

(市場運営費)

第10条 市場運営費は、売主及び買主がこれを負担するものとし、運営者に支払う市場運営費は次の通りとする。

(1) 売主が運営者に支払う市場運営費について

売主は、原則として古物の販売にかかる売買成約額(税込オークション取扱高)の10%並びにこの10%にかかる消費税を運営者に支払うものとする。但し、運営者の判断により必要と認める時は、売主と個別契約を締結するものとし、売主はこの別に定める個別契約に基づき市場運営費を支払うものとする。

(2) 買主が運営者に支払う市場運営費について

買主が運営者に支払う市場運営費は、古物の購入にかかる売買取約額(税別オークション取扱高)の5%並びにこの5%にかかる消費税とする。

前項に掲げる市場運営費は、古物売買が成立した時点をもって、売主買主ともに運営者に対し支払い義務が生じる。よって第10条3項の各号に掲げるいずれの保障が履行され、後日売買価格に変動があった場合、及び第11号3項に掲げる滅失、毀損、盗難等があった場合など、いかなる理由があろうと運営者は市場運営費の返還義務を有さない。

(古物に関する保証)

- 第11条
- 1 電化製品、機械、OA機器等の保証を要する商品については、【売主】は、せり売り日を起算として、1ヶ月間、その商品を保証するものとする。よって保障期間経過後は、買主はいかなる理由があろうとも売主に対し保障義務の履行を要求することはできない。但し、その保証については、その古物が製造の保証年月日を経過した後、通常、考えられる機能を越えるものではない。
 - 2 売買取立時に判明していた物品の瑕疵について、本条は適用されない。
 - 3 保障期間中売主は、買主より購入物品の瑕疵に基づく保障の履行請求に対し、以下のいずれかの手段による保障を履行する義務を有するものとする。但し保障手段の選択・及び金額については、売主買主双方が協議し、合意の上決定する。
 - (1) 修理を要する物品については、物品の修理代金を全額負担する義務
 - (2) 物品の部品欠品については、欠品部品の購入代金を全額負担する義務
 - (3) 瑕疵相当額について値引販売する義務
 - (4) 前3号に掲げる保障義務の履行における売主の負担金額は、いずれの手段においても物品のせり売りにおける売買高を超過しないものとする。また売主買主間でいずれの手段についても合意に達しない場合、買主は当該物品を売主に返品し売買代金の返金を請求することができる。
 - 4 前項各号に掲げるいずれの手段による保障の履行においても運営者は、買主に対する売主の金銭的負担義務(債務)について代位弁済及び立替払いする義務は有さない。
 - 5 返品保障された物品の所有権は売主に存するものとし、返品商品については、処分費用を含む一切の責を売主が有する。
 - 6 保障期間内に【買主】【売主】間の協議が成立しなかった場合には、【市場運営者】に裁定を委ねるものとし、その裁定をもって最終とし、両者は意義を申し立てない。

(市場内の古物管理)

- 第12条
- 1 市場内古物の所有権は、せり売り迄は、【売主】に帰属し、せり売り終了後は【買主】に帰属する。
 - 2 【市場運営者】は、善良なる管理者の注意を以って古物の管理にあたるものとする。
 - 3 物品の滅失、毀損、盗難等が発生した場合、市場運営者に故意もしくは重大な過失がある場合を除き、その責任は所有権を有する売主買主がその責任を負うものとする。

(警察への届出等)

第13条 盗難品、不正品と思われる商品は、直ちに警察へ届出するものとする。

(遵守行為)

第 14 条 当会員は古物営業法に基づき各警察署および公的機関からの捜査協力等、要請がある場合は従う事とする。特に盗難品等は絶対に持ち込まないこと

(決済方法)

第 15 条 古物売買の代金は、せり売り完了次第、【売主】【買主】間で現金を以って決済することとする。

【市場運営者】は決済の円滑化を図る為、決済業務全般を執り行い、第1項掲げる決済の仲介を行う。但し市場運営者は売主買主間の債権債務について、代位弁済及び立替払いをする義務を有さない。

(禁止事項)

第 16 条 市場参加者に対し以下の事項を禁止する。

- (1) 売主買主が市場内において市場を経由せず直接古物売買を行うこと
- (2) 本規約に違反すること
- (3) 当市場及びその他の第三者の権利、利益、名誉を損ねること
- (4) 虚偽の情報により市場参加者登録をすること
- (5) 市場参加資格を第三者に貸与・譲渡すること
- (6) 市場参加資格を第三者と共用すること
- (7) 市場参加者たることで取得した他者の秘密を漏洩すること

第 4 章 その他細則

(市場参加者情報の取り扱い)

第 17 条 市場運営者は原則として、市場参加者情報を市場参加者の同意なく、第三者に開示しない。但し、以下の場合には市場参加者の事前の同意なく、これらの情報を開示できる。

- (1) 公官庁等の公共機関からの法律に定める権限に基づき開示を求められた場合
- (2) 当市場の権利、利益、名誉、を保護する為に必要であると判断した場合
- (3) 当市場の協力会社と提携して業務を行うのに必要な場合。この場合、協力会社に対して適切な管理を要求するものとする。

(市場運営の中止・終了)

- 第 18 条 市場運営者は、保守作業、停電や天災地変・戦争その他の不可抗力、営業上・技術の上その他の理由により、市場運営者の判断をもって当市場の運営を一時的あるいは部分的に中断もしくは全面的に中止することがある。
- 市場運営者は、当市場の運営を中止・中断する場合は、あらかじめその旨を市場参加者に通知する。但し緊急ややむを得ない場合はこの限りではない。

(免責)

- 第 19 条 市場運営者は、保守作業、停電や天災地変・戦争その他の不可抗力ならびに通信回線やコンピュータ・ファックス等の障害発生、その他営業上・技術上等その原因や理由のいかんを問わず市場の中断・遅滞・中止等による市場参加者の損害について、一切責任を負わない。
- 市場運営者は市場参加者に対して行った情報提供、アドバイスについて責任を負うものではない。市場参加者が本規約に違反したことによって生じた損害について、運営者は一切責任を有さないものとする。

(留意事項)

- 第 20 条 当市場参加者は、本規約を遵守し、取引きおよび古物の搬入・搬出にあたり、近隣に迷惑を掛けないよう、心がけなければいけない。
- 市場開催中の積み手伝いの依頼は極力控えること。
- 当市場内の喫煙は指定場所以外は禁煙する。
- 排出するゴミは、不法投棄してはならない。
- 【売主】・【買主】は出展品、買取品の中のゴミを持ち帰ること。
- 市場近辺の路上に、吸殻、ゴミ等を投棄してはならない。
- 市場参加者は、当市場の運営に著しく不利益な言動および行動をしてはならない。
- 市場参加者は、親睦と相互互恵の精神を以って市場に参加する者とする。

第 5 章 古物取扱規定

(定義)

- 当規定は適正で正当な市場開催を主の目的として規定するものとする。
- 当規定に違反した場合、第 6 条(市場参加者承認の取り消し)第 6 条を適用するものとする

(総則規定)

- 1、(荷受)
- 荷受に際しては開催前日の毎日午後 6 時までとし、開催前日までに全品の検品作業を行うものとする。
- 状態、機能などに関しては第 8 条(売主の責務)に準ずるものとし、当規定による全品検査は山売り等の当該事例も含め、持込古物の正当性を図る意味で単品での検査を行うものとする

2、(検品)

検品作業は市場開催日までに実施し、当規定の取扱古物に該当する事例が発生し、【売主】への連絡が行われた場合は、第8条(売主の責務)を遵守すること

不正品等の事例が発生した場合は第13条(警察への届出等)を行使するものとする。

新品・未使用品の持込があった場合には【売主】に対して正当な持ち込み品であることが証明できる書類等の提出を求めるものとする

(取扱古物)

1. 美術品 (絵画、版画、書画、骨董品、工芸品、アンティークなど)
2. 衣類 (洋服類、和服類、子供・ベビー服、ジーンズなど)
3. 時計・宝飾品 (腕時計、置き時計、眼鏡、宝石類、指輪・ネックレス等のアクセサリなど)
4. 写真機類 (カメラ、顕微鏡、双眼鏡、天体望遠鏡など)
5. 事務機類 (パソコン、コピー機、ファックス、シュレッダー、レジスター、電卓など)
6. 機械工具類 (電気機械、土木機械、工作機械、家電製品、ガス器具、ゲーム機、ミシンなど)
10. 道具類 (コンピューターソフト、ゲームソフト、レーザーディスク、CD、レコード、ビデオテープ、家具、楽器、スポーツ用具、釣具、日用品など)
11. 皮革・ゴム製品類 (カバン、ベルト、靴、財布など)
12. 書籍 (各種書籍、辞書、写真集、地図など)

(取扱不可古物)

1. 法律、条約等、所持・売買が禁止されている物品
2. カーオーディオ、タイヤ、ホイールなどのカーパーツ
3. 自転車、バイク等の登録確認の必要な物品
4. 法律上所持・売買が禁止されている物品
5. 生き物、生もの
6. 正当な持込であるということが確認できない物品

上記以外であっても古物の流通上で問題があると考えられるものはすべて該当し、当会員は上記総則規定を遵守すること。